

平成30年10月30日

報道機関 ご担当者各位

広島県行政書士会
会長 光宗 五十六
法務監察部長 用皆 光康
法務監察副部長 坂本 順侯

広島弁護士会による当会会員に対する県知事懲戒措置請求事件
にかかる当会コメントについて

本日、当会会員が自動車の任意保険請求手続き等の過程で弁護士法第72条の非弁行為を行ったとし、広島弁護士会から広島県知事に対する懲戒措置請求を受けました。

これに関し、現在、事実内容を確認中ですが、当会会員が広島弁護士会から広島県知事に対する措置請求を受けたことは誠に遺憾とするところです。このことについては、事実内容を確認しだい、厳正に対処していく予定です。

しかしながら、法の一般論として、行政書士と弁護士の業務は自賠責保険請求手続き等、一部について重複しており（※平成29年9月2日広島高裁判決）、必ずしも、自動車保険請求手続きを行政書士が業として扱うことができないわけではありません。したがって、この点については、今後も弁護士会の理解を求めていく予定です。

報道機関各位におかれましては、この点につき十分なご理解をいただくとともに、報道に接した国民において行政書士が自動車保険請求手続きを業として行えないとする誤解を生じさせることのないよう、慎重な報道をなされるようお願い申し上げます。

※ 弁護士法72条に基づく弁護士の独占業務は、訴訟等と同程度に紛争が成熟した事件に関する法律事務の取り扱いである。行政書士は、弁護士法72条に抵触しない範囲で、権利義務に関する書類（法律書類）を作成し、かつ契約代理をも業として行うことができる（要旨）。

以上